

改正

平成12年3月29日訓令第2号

平成15年2月28日訓令第5号

平成20年4月1日訓令第9号

与論町水道事業給水条例施行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、与論町水道事業給水条例（平成9年与論町条例第29号。以下「条例」という。）第45条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事等

(給水装置新設等の申込)

第2条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、変更、臨時の申込みは、「給水装置工事申込書」の提出によって行なう。

(利害関係人の同意書の提出)

第3条 条例第5条第2項の規定による利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 他人の給水装置から支管分岐しようとするとき。給水装置所有者の「給水管所有者分岐同意書」（給水装置工事申込書）
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の「土地家屋使用承諾書」（同上）
- (3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の「誓約書」（給水装置工事等に関する事務の代行）

第4条 給水装置工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事に関する事務を与論町水道事業指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）に代行させることができる。「委任状」（給水装置工事申込書）
(給水装置の設計)

第5条 給水装置の工事は、申込みにより、町又は指定工事事業者において設計する。ただし、与論町水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めた場合はこの限りではない。

(工事の施行)

第6条 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第4条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

2 管理者は、条例第7条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第4条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

3 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 条例第8条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行なう。

(1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取水口における給水管口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は濡れるおそれがないものであること。

(5) 破損、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第8条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの。

(2) 製品が政令第4条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの。

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第4条に定める構造、材質基準

への適合性を証明したもの。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。
- 4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。
- 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、メーターの出水口とする。

(給水管の口径)

第8条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさにきめなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第9条 給水管は、公道分の車道及び歩道部分においては60センチメートル以上、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第10条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 給水管は口径が50ミリメートル以下とし、埋設部分は耐衝撃性硬質塩化ビニール管、露出部分は水道用ポリ管とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、管理者がやむを得ないと認めた場合は、前項に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

第11条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内で入口附近
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行なうことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(メーターの設置基準)

第12条 条例第22条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

3 受水槽を有する建築物の場合のメーターは受水槽前に設置するものとする。

(受水槽以下の装置)

第13条 受水槽並びに高架水槽を有する共同住宅で各戸がそれぞれ単独に水を使用する場合は、各戸ごとにメーターを設置することができる。この場合においてメーターの設置及び取替は共同住宅の所有者の負担において行なうものとする。

2 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防湿等の必要な装置が設けられていること。

(2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

(3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行なうことができること。

3 受水槽以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

4 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て条例第7条第1項に規定する管理者が指定する者が工事を施行した受水槽以下の装置でなければ設置しない。

5 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第14条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第15条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 温水化のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防湿装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水装置の所有権移転)

第16条 条例第14条の規定により、所有権を移転しようとする者は、「給水装置所有権変更届」の提出をもって行なう。

- 2 前項の規定により、家屋の所有者でない者に、所有権を移転しようとするときは、届出書に利害関係人の承諾書を添付しなければならない。

第3章 給水

(給水の申込)

第17条 条例第19条に規定する給水の申込みは、「水道使用届」によって行なう。

(代理人及び管理人届等)

第18条 条例第20条の規定による給水装置の所有者の代理人並びに条例第21条の規定による管理人の選定又は届出は、「代理人（管理人）選定（変更）届」により行なう。

(メーターの損害弁償)

第19条 水道使用者等は、自己の保管にかかるメーターを亡失又は棄損したときは、「メーター亡失（棄損）届」を管理者に届出なければならない。

- 2 管理者は、条例第23条第3項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(水道の使用、中止、変更等の届出)

第20条 条例第24条各号の規定による届出は、次の各号に定めるところにより行なう。

- (1) 水道の使用を開始、再給水又は中止、廃止、使用者変更をしようとするときは、「水道使

用届」

(2) 水道のメーターの口径又は用途を変更しようとするときは、「水道使用変更届」

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、「消火栓演習使用届」

(給水装置及び水質検査の請求)

第21条 条例第27条第1項の規定による検査請求は、「給水装置・水質検査請求書」の提出をもつて行なう。

第4章 貯水槽水道

(簡易専用水道水以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第22条 条例第46条第2項の規程による簡易専用水道水以外の貯水槽水道の管理及びその管理に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回定期に行なうこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行なうこと。

エ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に簡易専用水道以外の貯水槽水道設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行なうこと。

第5章 雑則

(料金等の納入期限)

第23条 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつてはメーターの点検を行なった日の属する月の末日、その他の納入金は、管理者が定める納期日とする。

(過誤納による精算)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において精算することができる。

(使用水量の認定)

第25条 条例第32条の規定による使用水量の認定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3箇月の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月28日訓令第5号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第9号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式

(表)

決 裁	課 長	補 佐	係 長	入 力	記 帳	係
年 月 日						

給水装置工事申込書

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

給水装置工事をしたいので、与論町水道事業給水条例第5条の規定に基づき、申し込みいたしますから承認して下さい。

申 込 者 住 所
(給水装置所有者)

氏 名 ㊦

工 事 種 別		新 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 臨 時					
メーター口径		m/m		設置場所	与論町		
給水契約	用 途			給水栓数	栓	家族数	人
	使 用 者	与論町		フリガナ 氏 名 ㊦			
指定給水装置工事事業者 ㊦				給水装置工事主任技術者 ㊦			
給水管所有者分岐同意書		私所有の給水装置から支管分岐することを承諾します。 住所 与論町 氏名 ㊦					
土地家屋使用承諾書		本給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。 住所 与論町 氏名 ㊦					
工事着手年月日		年 月 日		給水開始年月日		年 月 日	
委 任 状 上記給水装置工事の申込み及び施工 受任者 ㊦ 並びに納入金に関する事務の代行 委任者 ㊦							
給水装置の決定及び給水条件			加 入 金				
			メーター器 ・ 止 水 栓				
			設 計 審 査 手 数 料				
			し ゅ ん 工 検 査 手 数 料				
			計				
需要家番号		メーター番	号	指針		有効期限	

(裏)

位置略図	承認	年 月 日
給水装置工事設計図（平面図） 縮尺（1／ ）		
記載注意事項 ※ メーター予定位置，管種，口径，分岐材料を記載すること。		

第2号様式

課 長	補 佐	係 長	係 員

誓 約 書

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

給水装置工事申込者

住 所

氏 名

給水装置工事の場所

与論町

上記の給水装置工事施工について第三者から異議があっても、町に対して御迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

第3号様式

課 長	補 佐	係 長	入 力	記 帳	係

給 水 装 置 所 有 権 変 更 届

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

下記のとおり給水装置の所有権を変更したいのでお届けします。

需 要 家 番 号			メーター番号		
給 水 装 置 の 設 置 場 所	与論町				
給 水 装 置 所 有 者	新	住 所			
		フリガナ 氏 名	㊟		
	旧	住 所			
		氏 名	㊟		
変 更 理 由					
変 更 年 月 日	年	月	日	メーター指針	係
料金納入状況					

第4号様式

課 長	補 佐	係 長	入 力	記 帳	係

水 道 使 用 届

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊦

下記のとおり水道を使用したいのでお届けします。

届をしたいものに○印を 附してください。	①給水開始 ・ ②使用廃止 ・ ③名義変更 (再給水) (給水停止)	
給 水 装 置 設 置 場 所	与論町	
使 用 者 の お 名 前	フリガナ ----- ㊦	電話 () — ()
①給 水 開 始 す る 方 (再 給 水) の 記 入 欄	前 の 使 用 者 の お 名 前 水 道 を 使 い た い 日 料 金 支 払 い 方 法	月 日 () 時 口座引落とし・現金払い
②使用を廃止する方 (給 水 停 止) の 記 入 欄	理 由 水 道 使 用 を や め た い 日 料 金 精 算 方 法	月 日 () 時 現 金・口座引落とし
③名 義 変 更 の 方 の 記 入 欄	新 し い 方 の お 名 前 い ま ま で の 方 の お 名 前 料 金 精 算 方 法	フリガナ ----- 現 金・口座引落とし
[給水条件] 入居・退去の際に水道料金等が未納の場合は、給水装置所有者（管理人）が責を負います。 給水装置所有者（管理人）氏名 ㊦		
需要家番号		メーター番号
変更年月日	年 月 日	メーター指針
		係

第5号様式

課 長	補 佐	係 長	係 員

代理人（管理人）選定（変更）届

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

給水装置所有者

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり代理人を選定（変更）しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所	与論町
代理人 の住所，氏名 管理人	㊟

第6号様式

課 長	補 佐	係 長	係 員

メーター亡失（き損）届

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

給水装置使用者（給水装置所有者，給水装置管理人）

住 所

氏 名 ㊞

下記の理由により保管使用中のメーターを亡失（き損）しましたのでお届けいたします。

なお，損料等については直ちに弁償いたします。

記

給 水 装 置 の 場 所	与論町				
(理由)					
需 要 家 番 号		口 径	m / m	メーター番 号	
取 付 年 月 日	年 月 日	有 効 期 限		年 月	

第7号様式

課 長	補 佐	係 長	入 力	記 帳	係

水 道 使 用 変 更 届

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊦

次のとおり給水装置の（口径・用途）を変更したいのでお届けします。

需要家番号			メーター番号		
給 水 装 置 設 置 場 所	与論町				
給 水 装 置 所 有 者	住所 与論町		氏名		㊦
使 用 者	住所 与論町		氏名		㊦
変 更 区 分	メーター口径	m/mから m/m	料 金		
			加 入 金		
	用 途	から	メーター代金等		
変 更 予 定 日 年 月 日	年 月 日		計		
変更年月日	年 月 日		メーター針		
新口径メーター番号			有効期限		係

第 8 号様式

課 長	補 佐	係 長	係 員

消 火 栓 演 習 使 用 届

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

消火栓使用者

住 所

氏 名

㊦

次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消 火 栓 の 設 置 場 所	与論町
消 火 栓 の 種 別	地 上 式 ・ 地 下 式
演 習 使 用 日 時	月 日 時 分から 時 分まで

(処理欄)

水量 m³

第9号様式

課 長	補 佐	係 長	係 員

給 水 装 置
水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

与論町水道事業管理者 殿

検査請求者

住 所

氏 名

㊟

次の理由により給水装置の水質の検査を請求いたします。

- 1 給水装置の場所 与論町
- 2 検査請求の理由（なるべく詳細に記入して下さい。）

（注）給水装置の水質について該当する箇所を○で囲んで下さい。